

男女共同参画推進委員に対する相談・申出への対応状況

(単位:件)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
合 計	16	12	3	1	2	1				35
問合せ(制度に関するもの)	2	3	1							6
相談(個別の事案に関するもの)	9	2			1					12
申出(推進委員への申出)	5	7	2	1	1	1				17
県の施策に関するもの	4	5	2							11
人権侵害の事案	1	2		1	1	1				6
家庭関係										
職域関係		(1)		(1)	(1)	(1)				(4)
学校関係										
地域社会関係	(1)	(1)								(2)
その他の個人間の関係										
申出への対応状況										
調査終了	3	4	3							10
他の機関へ引継ぎ										
調査しないこととした事案		3	1	1	1		1			7
申出人からの取下げ										
調査未了	2	2				1				

(区分の定義)

問合せ：制度に関する一般的な問合せ

相 談：個別の事案に関するもので、次のいずれかであると判断されたもの

- ・男女共同参画に関する事案でないもの
- ・男女共同参画に関する事案ではあるが、推進委員が処理するよりも、他の救済機関等に申出することがより適当な事案

申 出：申出書等による推進委員への申出